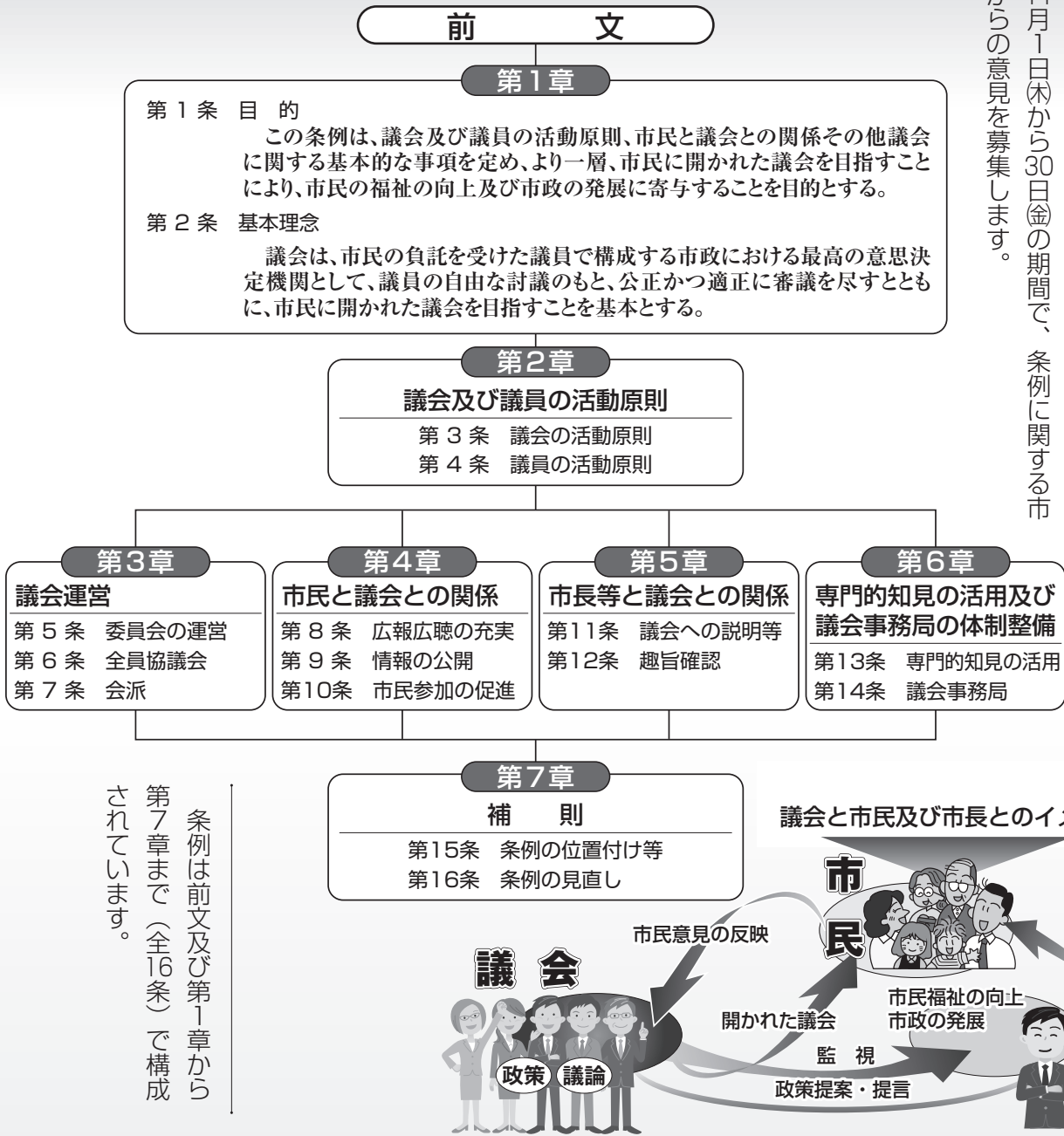


苫小牧市議会基本条例（案）がまとまる

苫小牧市議会基本条例の構成図

議会改革検討会において協議を進めていた、苫小牧市議会基本条例（案）がまとまりました。11月1日（木）から30日（金）の期間で、条例に関する市民からの意見を募集します。



条例は前文及び第1章から第7章まで（全16条）で構成されています。

市民からの意見を募集しています

※意見募集の詳細は裏表紙をご覧ください。

Q1 議会基本条例とは？

A1 議会基本条例とは、議会活動の基本理念や議会・議員の活動原則、議会運営などの基本的な事項を定めたものです。

Q2 なぜ条例を制定するの？

A2 国の権限が地方自治体に大きく移行する中で、地方議会が担う役割も大きくなっています。その中で、苫小牧市議会は議会改革に取り組んできましたが、今後も更なる推進を図り、市民に開かれた議会を目指すために条例として明文化されます。

Q3 条例が制定されると何がかわるの？

A3 議会が市民の身近な存在になり、市民の意見を反映させた政策提案・提言が多くなることよって、市民福祉の向上や市政の発展が期待できます。